

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	水道局	コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	足立区東六月町1番地先から同区一ツ家一丁目2番地先間配水小管布設替工及び工業用水道配水管撤去工事（足立区東六月町1番地先から同区一ツ家一丁目2番地先間、工期：平成25.2.4～平成26.1.28、契約金額：2億3,503万2,000円）は、配水小管の布設替及び工業用水道配水管の撤去を行うものである。ところで、局配水管工事標準仕様書ではコンクリートを施工する場合、コンクリート打込後その自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠を取り外してはならないと定められている。しかしながら、本工事の施工状況について見ると、コンクリート打込み後に必要な強度に達していることを確認せずに型枠を取り外している施工が認められた。このことは、コンクリート工の施工管理が十分ではなく適切でない。	局における対応として、給水部は、平成26年7月30日に開催した「系列部署工事係長会」等において、工事監督員等を通じて、監督員に対して再発防止の周知徹底を図った。また、工事監督員が受注者を確保かつ適切に指導するため、工事の特記仕様書に、コンクリート工の施工管理について記載することとした。工事を実施した東部第二支所は、再発防止のため、「緊急監督員会議（局・監理団体職員対象）」を平成26年8月22日に開催し、受注者指導方法の周知徹底を図った。また、平成26年7月28日に開催した受注者を対象とする「工事安全会議」において、工事監査の報告を行い、再発防止を周知した。
60	水道局	施工体制台帳の作成について受注者を適切に指導、監督すべきもの	練馬区羽沢二丁目1番地先から同区旭丘一丁目6番地先間配水小管布設替工事（練馬区羽沢二丁目1番地先から同区旭丘一丁目6番地先間、工期：平成24.1.1.1～平成25.11.26、契約金額：2億9,628万9,000円）は、水道管の更新及び耐震化を行うものである。ところで、建設業法（昭和24年法律第100号）では、受注者に工事の施工体制を的確に把握させることにより、品質・工期・安全などの施工上のトラブルの発生等を防ぐため、下請契約の請負代金の額が3,000万円以上になる場合において、施工体制台帳の作成を義務付けている。しかしながら、本工事の施工体制台帳について見ると、次のとおり建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2の記載事項等が守られていないものが認められた。 ア 下請負人が置く主任技術者の資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別が記載されていない。 イ 下請負契約書の写しが添付されていない。	局における対応として、給水部は、平成26年7月30日に開催した「系列部署工事係長会」等において、工事監査報告、施工体制台帳に関する法令等の確認、及び施工計画のヒアリングにおいて施工体制台帳の作成を指導するための資料配布を行い、各係長等を通じて、監督員に対して再発防止の周知徹底を図った。また、工事監督員が受注者を確保かつ適切に指導するため、工事の特記仕様書に、施工体制台帳の作成について記載することとした。本工事を実施した北部支所は、平成26年6月9日に開催した受注者を対象とする「工事安全会議」において、工事監査報告を行うとともに、建設業法の内容と施工体制台帳の適正な作成について指導した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	水道局	鉄筋工事の施工管理について受注者を適正に指導、監督すべきもの	曙町浄水所自家発電機室新築工事（八王子市曙町一丁目7番12号（曙町浄水所内）、工期：平成25.5.27～平成25.10.24、契約金額：1,462万9,650円）は、震災対応のため浄水所内に自家発電設備の建物を建設するものである。このうち、配筋について見ると、梁貫通孔補強材1か所について正しい方向に取付けられていないなどの状況が確認できた。このことは、補強材の性能が十分発揮できず適正でない。	多摩水道改修推進本部（以下「多摩水」という。）多摩給水管理事務所八王子給水事務所では、当該工事の受注者及び施工監理受託者に対し、改善指導を行い、梁貫通孔の補強工事を実施した。また、再発防止するため、鉄筋の確認シート等を作成し、平成26年10月11日及び10月29日から11月5日に実施した多摩水及び多摩水内各施工部署の会議において、指摘内容の報告とともに周知をした。さらに、本局の関連部署に平成27年2月9日に同内容を報告し、周知した。
62	下水道局	海上輸送費用の積算を適正に行うべきもの	砂町水再生センター雨水放流口しゅんせつ工事（江東区新砂三丁目9番1号（砂町水再生センター内）、工期：平成25.10.15～平成26.3.14、契約金額：2億2,995万円）は、砂町水再生センター雨水放流口付近に汚泥が堆積しているため、しゅんせつを行うものである。このうち、海上輸送費用の積算について見ると、局港湾工事積算基準では、共通版費用を算出していることは適正でない。このため、積算額約161万円が過大なものとなっている。	局では、平成26年7月28日開催の施設課長・センタ一長会で設計主管課長に、また、同年10月10日の土木系設計担当・係長会で設計部所監督者へ指摘事項の内容を周知した。また、同年10月15日に設計・監督業務の担当職員に対し、工事監査ソフトウェア研修を行った。本工事を実施した東部第一下水道事務所では、平成26年7月22日の係長会の中で、設計主管課長から関係職員に対し、港湾工事積算基準等、他局積算基準を使用する設計積算について、内容を十分把握するよう指導した。また、設計チェックリストを改定し、設計担当者に配布して、各係内ミーティングでも改定内容を周知徹底した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	下水道局	産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)では、産業廃棄物処理業者の監視強化及び不法投棄防止のため、産業廃棄物の収集運搬車両にはその両側面への産業廃棄物の収集運搬車面である旨等の表示を義務付けている。</p> <p>しかしながら、北区東田端二丁目、板橋区舟渡二丁目付近管轄側面震化工事ほか1件の工事におけるアスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊の運搬状況について見ると、産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できないものがあった。</p>	<p>局では、平成26年8月1日開催の拡大工事・設計課長会、同年8月26日開催の拡大お客さまサービス課長会等において指摘の内容を周知した。また、同年10月15日に設計・監督業務の担当職員に対して、工事監査フクロアツツン計画を行った。</p> <p>工事を実施した西部第二下水道事務所、南部下水道事務所では、工事施工中の全受注者に対して、指示書等により指摘内容を周知徹底するとともに、新規工事着手時には担当監督員から受注者へ渡す指示書に新たに明記することで、周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、施工計画書における工事写真撮影計画の中で「座降車両の表示」を撮影するよう、受注者への指導を徹底している。</p>
64	下水道局	溶接時の保護用具の使用について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)第27条では、金属をアーク溶接する作業については、呼吸用保護用具(防じんマスク)の使用が義務付けられている。</p> <p>しかしながら、豊島区目白二丁目付近再構築工事ほか1件の工事のワーク溶接の作業状況について見ると、一部の作業において呼吸用保護用具の使用が認められなかった。</p> <p>このような状況は、粉じんにより労働者の健康を損なうおそれがある。</p>	<p>局では、平成26年8月1日の拡大工事・設計課長会や同年10月10日の土木系設計担当・係長会において、指摘の内容について周知徹底を図った。また、同年10月15日に設計・監督業務の担当職員に対して、工事監査フクロアツツン計画を行った。</p> <p>工事を実施した第一基幹施設再構築事務所、流域下水道本部では、所管課の職員、全受注者を集めて地区事故防止協議会等を開催し、指摘の内容について周知した。</p> <p>また、再発防止策として、新規工事着手時には担当監督員から受注者へ渡す指示書に新たに明記することで、周知徹底を図ることとした。</p> <p>さらに、施工計画書作成時に保護用具の使用について確認し、毎月の安全パトロールでは保護員の適正使用をチェックしている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
65	下水道局	高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>仙台西幹線再構築工事(江東区南砂三、四丁目、工期:平成24.10.9～平成25.10.17、契約金額:5億6,057万4,000円)は、既設幹線の更新を図るため、再構築工事を行うものである。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第518条では労働者の安全確保のため、高さが2m以上の箇所での作業を行う場合には転落防止措置を実施するよう義務付けている。</p> <p>しかしながら、本工事の既設人孔改造工における足掛金物の設置状況について見ると、管底部から2m以上の場所での作業にもかかわらず、転落防止措置が認められない作業があった。</p> <p>このような状況は、労働者の墜落事故につながりかねない大変危険なものである。</p>	<p>局では、平成26年8月1日の拡大工事・設計課長会や同年9月11日の各事務所の工事担当者を対象とした工事・技術調査担当連絡会において、指摘の内容について周知した。</p> <p>また、同年10月15日に設計・監督業務の担当職員に対して、工事監査フクロアツツン計画を行った。</p> <p>工事を実施した第一基幹施設再構築事務所では、平成26年6月2日付事務連絡にて、所の全受注者に対して安全帯使用の徹底について改めて指示した。</p> <p>また、所管課の職員、全受注者を集めて地区事故防止対策協議会を開催し、指摘の内容について周知徹底を図った。</p> <p>再発防止策として、転落防止措置について、工事着手時に受注者へ渡す指示書に新たに明記し、施工計画書作成時に対策を確認している。</p> <p>また、毎月の安全パトロールでは転落防止措置について受注者の指導、監督を徹底している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	教育庁	照明器具の単価設定を適正に行うべきもの	<p>都立多摩科学技術高等学校（25） 局所排気装置設置工事（小金井市本町六丁目8番9号、工期：平成25. 6. 7～平成26. 1. 31、契約金額：3, 402万円）は、実験などで発生した気体を室外に排気するため、局所排気装置の設置と風道の排え付けに伴う建具、照明器具等の改修を行うものである。</p> <p>このうち、照明器具の取外し、再取付けの単価について見ると、1台分の単価とすべきところ、誤って本工事で改修の対象とする全数量の13台分を1台当たりの単価としている。このため、積算額約114万円が過大なものとなっている。</p>	<p>庁は、平成26年6月18日、都立学校教育部署管理課、施設管理の担当する学校経営支援センター及び工事検査員などが出席した「教育庁管轄技術連絡会議」において、指摘内容を踏まえ、積算チェック時における確認ポイントについて説明し、周知徹底した。</p> <p>また、平成26年2月19日の係長会議において、監査結果について報告し、再発防止を徹底するよう注意喚起を行うとともに、係内においてチェックリスト等を用いた積算内容の確認について研修会を開催し、誤積算等のミスの無いように再確認を行った。</p> <p>さらに、機械、電気及び建築等の合体工事の際は、それぞれの専門職担当が必ずチェックを行うことで確認体制を強化し、再発防止を図る。</p>

〔平成26年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	生活文化局(学校法人高輪学園)	国際化推進補助に係る補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒（引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以上の者に限る。）の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。</p> <p>ところで、学校法人における国際化推進補助に係る補助金の交付状況を見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>局は、学校法人高輪学園に対して高輪中学校分として補助金を交付しているが、平成24年5月1日を基準に補助対象とした15名のうち1名については、帰国後3年を超えて（平成21年4月10日帰国）いることが認められた。</p> <p>このため、補助金9万円が過大に交付されている。</p>	<p>学校法人高輪学園から補助金の返還及び事務の改善に係る類末書が平成26年11月4日に提出され、平成同年12月4日に過大交付分の補助金の返還を受けた。</p> <p>また、補助金の交付に係るところで、平成27年2月20日に所管部署内で監査報告書、措置状況報告を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。</p>
68	生活文化局(学校法人実践女子学園)	国際化推進補助に係る補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒（引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以上の者に限る。）の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。</p> <p>ところで、学校法人における国際化推進補助に係る補助金の交付状況を見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>局は、学校法人実践女子学園に対して実践女子学園中学校分として補助金を交付しているが、平成25年度の補助対象とした46名のうち1名については、既に卒業していることが認められた。</p> <p>このため、補助金9万円が過大に交付されている。</p>	<p>学校法人実践女子学園から補助金の返還及び事務の改善に係る類末書が平成26年11月11日に提出され、同年12月8日に過大交付分の補助金の返還を受けた。</p> <p>また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成27年2月20日に所管部署内で監査報告書、措置状況報告を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
69	オリビック ク・パハリ ンビック準 備局 (株式会社 東京スタジ アム)	財産管理 に関する事 務を適正に 行うべきも の	会社は、都が整備した道路案内標識（以下「標識」という。）について、協定を結び維持管理を行っている。 ところで、会社の固定資産台帳（以下「台帳」という。）を確認したところ、平成23年度に会社が修繕工事を行った標識2か所について、都の所有であるにもかかわらず、新たな固定資産とし、台帳に登載していた。その結果、器具備品が過大計上（4.2万円）となっている。	指摘を受けた標識について会社の固定資産台帳から抹消するとともに、支出科目を工具器具備品から修繕費とする修正仕訳を行った。
70	オリビック ク・パハリ ンビック準 備局 (株式会社 東京スタジ アム)	財産管理 に関する事 務を適正に 行うべきも の	会社は、都が整備した道路案内標識（以下「標識」という。）について、協定を結び維持管理を行っている。 ところで、会社において維持管理を行っている標識の現況について見たところ、協定書に記載されたもの以外の都所有の標識が3か所確認された。 都は、標識の維持管理を適正に行うために、会社と協定を取り交わす必要がある。	指摘箇所を含め、局が所管する全ての標識について、平成27年2月2日付けで都と会社との間で「スタジアム案内標識の管理に関する協定書」を新たに締結した。
71	都市整備局 (多摩都市 モノレール 株式会社)	オリジン ルグッズの 販売を適切 に実施すべ きもの	会社は、「定期券販売所運営業務委託」（契約金額：5,038万7,400円、契約期間：平成24.7.1～平成27.6.30）をAと締結している。 本契約の内容は、立川北駅及び多摩センター駅に設置する定期券販売所における定期乗車券、PASMO、企画乗車券及びオリジンルグッズ（以下「グッズ」という。）の販売である。 ところで、本契約の履行状況について見たところ、監査日（平成26.10.14）現在まで、会社は、委託者に対して、グッズの引渡し及び販売の指示をしていないために、販売が行われていないことが認められた。 グッズの販売は、会社の収益となりPRにも資すると考えられることから、会社が本契約を仕様どおりに実施していないことは適切でない。 会社は、委託契約内容を仕様どおりに実施するなど、オリジンルグッズの販売を適切に実施されたい。	オリジンルグッズの販売体制に係る検討の結果、定期券販売所における販売は、効果的・管理的観点から、期間が増加することなどから妥当ではないとの結論に達した。 今後、オリジンルグッズの販売については、コンビニエンスストア（7店舗）に絞って効率的な販売体制を敷くため、次期契約の仕様書からはオリジンルグッズの販売を削除し、業者を決定した。 あわせて、定期券発売所にポスターの掲示等を行うことで、グッズ販売PRを実施した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
72	都市整備局 (多摩都市 モノレール 株式会社)	ホームエ ニター交換 工事におけ る設計条件 を明確にし、適正な 積算を行う べきもの	ホームエニター交換工事（上北台駅～多摩センター駅、19駅、工期：平成24.6.1～平成24.9.30、契約金額：714万円）は、全19駅に設置されたホームエニターの交換及び予備品2台を納入するものである。 このうち、本工事の仕様書及び積算内訳書について見ると、仕様書では、ホームエニターの取付金具は既設金具の流用及び加工も可とするとしている。 …方、積算内訳書では、取付金具81台の費用を計上している。 既設金具の流用及び加工も可とするのであれば、取付金具の費用を積算することは適切でない。 このため、契約予定額2,614万6,050円に対して、取付金具の費用約208万円が積算し過大である。	本件について工務課長名の通知を発出するとともに、工事の進捗や課題等について協議する工務課連絡会（平成26年12月16日開催）の議題として取り上げ、今後適正な積算を行うよう周知・徹底した。 また、都より公表されている施工条件明示に関する資料を入手し、活用することを関係各部へ周知徹底した。
73	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 福祉保健財 団)	概算私に よる補助金 の交付を適 切に行うべ きもの	局は、財団が福祉サービス第三者評価支援事業実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費の一部に対し補助金を交付している。 ところで、本補助金の交付、精算の処理について見たところ、局から財団へ四半期ごとに概算表を行き、年度末に一括して精算しているが、平成24年度は第4四半期で交付した金額以上、平成25年度は第4四半期で交付した金額の8割以上が返還されている。 これは、局が四半期ごとの執行状況について、財団に報告を求めているものの、次期の補助金の交付日が、報告日以前となっているため、当期の執行残額等を精算せず、次期の必要かつ適切な交付金額を算定することのないまま、年度当初の執行計画による金額を交付していることによるものであり適切でない。	補助金交付前に執行状況報告書を提出させることについて、平成26年度第3四半期分から実施した。 さらに、第4四半期補助金交付時には、「補助金所要額計算書」を新たに使用し、執行残額、執行員法額等を精査して必要かつ適切な交付金額を算定した。 その結果、当初支払予定額を減額しての交付となった。 平成27年度以降は、補助金の交付に当たり、総理状況を把握して適切な金額を算定できるよう、補助要綱に「補助金所要額計算書」を追加した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
74	福祉保健局 (社会福祉 法人慈生会 など8団 体)	要綱等に 明確な記載 をすべきも の	局は、軽費老人ホーム(ケアハウス)の利 用者の負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図 ることを目的として、軽費老人ホームのサー ビスの提供に要する費用補助要綱(以下「要 綱」という。)に基づき、軽費老人ホームを交 付している。 この補助金は、軽費老人ホームのサービ スの提供に要する費用について、利用者の収入 (18階層に区分)に応じ、法人等が減免し た施設の利用料について、その減免分を補助 するものである。 また、補助金算定に当たっては、要綱に基 づき軽費老人ホーム運営費補助の手引き(平 成26年3月)を参照し行うこととしてい る。 ところで、不動産収入がある場合の利用者 の収入について見たところ、要綱や手引きに は課税標準として把握された所得の金額を 認定することとしている。 しかしながら、手引きに記載された計算方 法の説明の中には、原則として不動産所得の 金額から必要経費として当該不動産所得に 係る租税公課、修繕費、減価償却費等を除いた 金額としており、青色申告特別控除額を必 要経費として記載していないことから、正し い課税標準の金額より所得が多く算定され ることが認められた。	最新の「軽費老人ホーム運 営費補助の手引き(平成 27年3月)」から、不動産 所得に関する項目に青色申 告特別控除の記述を追加し た。 さらに、平成27年3月 13日開催の補助金事務説 明会で上記について説明し、 各施設への周知徹底を図 った。 なお、欠席した施設におい ては上記手引きを郵送し周 知を図った。
75	福祉保健局 (社会福祉 法人麗美)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①一 時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以 上)において対象児童数を誤って算定した、 ②世代間交流(お年寄りとの交流)、③異年 齢児交流(小中高生の育児体験受入れ)及び ④保育拠点活動支援において、補助要件を満 たしていないものをポイント数として算定 したため、119万1,000円が過大に交付 されている。	過大に交付した補助金 (119万1,000円)に ついては、平成27年2月 5日に法人より返還された。
76	福祉保健局 (社会福祉 法人至愛協 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応及び②外国人児童受入れに おいて、対象児童数を誤って算定したため、 10万7,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (10万7,000円)につ いては、平成27年2月 13日に法人より返還され た。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
77	福祉保健局 (社会福祉 法人至愛協 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応において対象児童数を誤っ て算定した、及び②異年齢児交流(4学校低 学年児童受入れ)において補助要件を満たし ていないものをポイント数として算定した ため、21万6,000円が過大に交付され ている。	過大に交付した補助金 (21万6,000円)につ いては、平成27年2月4日 に法人より返還された。
78	福祉保健局 (社会福祉 法人紅葉の 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①零 歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施及 び②延長保育事業(2時間・3時間延長)に おいて、対象児童数を誤って算定したため、 16万1,000円が過大に交付されてい る。	過大に交付した補助金 (16万1,000円)につ いては、平成27年2月4日 に法人より返還された。
79	福祉保健局 (社会福祉 法人杉の子 保育会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応及び②育児困難家庭への支 援において、対象児童数を誤って算定したた め、30万4,000円が過大に交付されて いる。	過大に交付した補助金 (30万4,000円)につ いては、平成27年2月 10日に法人より返還され た。
80	福祉保健局 (社会福祉 法人多摩福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①障 害児保育事業(その他)知的、②アレルギー 児対応及び③育児困難家庭への支援におい て対象児童数を誤って算定したため、42万 6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (42万6,000円)につ いては、平成27年1月 30日に法人より返還され た。
81	福祉保健局 (社会福祉 法人栄光 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支 援活動(健康増進支援)において、実施し ていないものをポイント数として算定した ため、20万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (20万円)について、平 成27年1月29日に法人 より返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
82	福祉保健局 (社会福祉 法人巨玉 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①零 歳児の延長保育②育児困難家庭への支援及 び③外国人児童受入れにおいて、対象児童数 を誤って算定したため、34万1,000円 が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (34万1,000円)につ いては、平成27年2月4日 に法人より返還された。
83	福祉保健局 (社会福祉 法人東京山 手ペリヤ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①在 宅支援活動(出産を迎える親の体験学習)及 び②在宅支援活動(子育てサークル支援)に おいて、補助要件を満たしていないものをポ イント数として算定したため、32万4, 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (32万4,000円)につ いては、平成27年1月 30日に法人より返還され た。
84	福祉保健局 (社会福祉 法人東京Y MCA)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①ア ルギー児対応、②外国人児童受入れにおい て、対象児童数を誤って算定した、及び③在 宅支援活動(子育て情報誌の発行)において 補助要件を満たしていないものをポイント 数として算定したため、22万4,000円 が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (22万4,000円)につ いては、平成27年2月 19日に法人より返還され た。
85	福祉保健局 (社会福祉 法人島根福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①障 害児保育事業(その他)知的及び②アルギ ー児対応において、対象児童数を誤って算定 したため、40万9,000円が過大に交付 されている。	過大に交付した補助金 (40万9,000円)につ いては、平成27年1月 28日に法人より返還され た。
86	福祉保健局 (社会福祉 法人聖美福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち延長 保育事業(2時間・3時間延長)において、 対象児童数を誤って算定したため、38万 3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (38万3,000円)につ いては、平成27年1月 30日に法人より返還され た。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
87	福祉保健局 (社会福祉 法人紫峰 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①延 長保育事業(2時間・3時間延長)において、 対象児童数を誤って算定した、②異年齢児交 流(小学校低学年児童受入れ)及び③在宅支 援活動(育児講座)において、補助要件を満 たしていないものをポイント数として算定 したため、31万7,000円が過大に交付 されている。	過大に交付した補助金 (31万7,000円)につ いては、平成27年2月3日 に法人より返還された。
88	福祉保健局 (社会福祉 法人のぞみ の会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①異 年齢児交流(小中学生の育児体験受入れ)及 び②在宅支援活動(子育てサークル支援)に おいて、補助要件を満たしていないものをポ イント数として算定したため、90万円が過 大に交付されている。	過大に交付した補助金 (90万円)については、平 成27年1月28日に法人 より返還された。
89	福祉保健局 (社会福祉 法人育美 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうち①零 歳児の延長保育において対象児童数を誤っ て算定した、②在宅支援活動(スタートチー ム登録)及び③在宅支援活動(育児講座)に おいて、補助要件を満たしていないものをポ イント数として算定したため、41万8, 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (41万8,000円)につ いては、平成27年2月6日 に法人より返還された。
90	福祉保健局 (社会福祉 法人新宿 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、 この補助金の交付状況について見たところ、 法人は、努力・実績加算項目のうちアル ギー児対応において、対象児童数を誤って 算定したため、20万4,000円が過大に 交付されている。	過大に交付した補助金 (20万4,000円)につ いては、平成27年2月2日 に法人より返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
91	病院経営本部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	損失医療 費補填金を 返還すべき もの	<p>公社の各病院は、都の二次救急医療機関として指定を受け、救急患者の受入れを行っている。東京消防庁（以下「消防庁」という。）の救急車等により各病院に搬送された救急患者について、消防庁から公益財団法人東京都医師会（以下「医師会」という。）に宛てた「救急患者による損失医療費の申請について（通知）」（平成25年7月30日付25救医第360号。以下「通知」という。）により、消防庁は、救急患者の失踪等により徴収できず損失となった各病院の医療費を補填するために、医師会に対して、各病院からの損失医療費に係る申請を取りまとめた上で消防庁に損失医療費補填金の請求をするよう依頼している。当該請求に基づき、消防庁は医師会を通じて各病院に損失医療費補填金を交付している。</p> <p>通知では、消防庁が医師会を通して各病院に補填金を交付した後に、各病院が当該救急患者又はその関係者から補填された医療費を徴収できた場合は、各病院は医師会を通して補填金を消防庁に返還することとされている。</p> <p>ところで、大久保病院で救急患者による損失医療費補填金に係る申請、受入及び返還の事務を見たところ、監査日（平成26.10.2）現在、消防庁から医師会を通じて損失医療費補填金を受け入れた後に救急患者から徴収できた5名の事例について、損失医療費補填金を返還しておらず、適正でない。</p>	<p>指摘のあった事実について、東京都医師会の指示に基づき、平成26年12月15日、全額返還を行った。</p> <p>なお、指摘を受けて、徴収があった時点で医事課担当者が、補填金の返還等会計処理を行う庶務課会計担当との連絡等、情報共有を図ることを徹底し、都度速やかに対応できるようにした。</p> <p>また、平成26年12月12日の院長事務局長会において、本指摘内容を周知し、再発防止に向けて情報共有を行った。</p>
92	病院経営本部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	契約事務 を適正に行 うべきもの	<p>多摩北部医療センターの指名業者選定委員会設置要綱の規定では、1作の予定価格が500万円を超える契約の指名競争入札に關して、指名業者選定委員会において、参加業者の適格性について検討審議し、業者の選定を行うとしている。</p> <p>ところで、多摩北部医療センターにおける高額医療機器の買入契約について見たところ、予定価格が500万円を超える契約があるにもかかわらず、指名業者選定委員会が開催されていないのは、適正でない。</p>	<p>病院では、指名業者選定委員会設置要綱の規定に基づいて該当案件は必ず同委員会に付議するよう、契約事務担当者に改めて周知徹底を促した。</p> <p>平成26年9月の監査実施日以降の対象案件については、現時点まで漏れなく同委員会に付議している。</p> <p>また、公社事務局では相度担当係長会（平成26年12月5日開催）を通じて本指摘の内容を周知し、他の所管施設に向けた注意喚起を行った。</p>
93	病院経営本部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	契約事務 を適切に行 うべきもの	<p>多摩南部地域病院は、医療機器更新のため、買入契約を行っているが、平成24年度3件の契約については、他社より安価で納入できることを理由として、機器製造者の販売店と特命随買契約を行っている。</p> <p>しかしながら、当該機器の販売業者は他にもあり、機器製造者の販売店が一番安価との理由は確認できないにもかかわらず、競争による契約を行っているのは、適切でない。</p>	<p>病院では、機器製造者の販売店であっても、その販売店が販売特約店（その商品の唯一の販売店）でない限り取扱業者を複数指名し競争契約を実施すべきことを、契約担当者に周知徹底した。</p> <p>平成26年10月の監査実施日以降の機器購入契約には当該特命理由を認めず、全て競争に付している。</p> <p>また、公社事務局では相度担当係長会（平成26年12月5日開催）を通じて本指摘の内容を周知し、他の所管施設に向けた注意喚起を行った。</p>
94	病院経営本部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	貸付物品 に係る手続 及び管理を 適正に行う べきもの	<p>都は、平成5年度多摩南部地域病院の開設に伴い購入した物品について、公社と物品無償貸付契約（以下「契約」という。）を締結し、公社へ貸し付けている。契約では、貸付物品は多摩南部地域病院運営のために使用しなければならず、不用になった物品は、都への返還申請を行い、都の承認を受けることとされている。</p> <p>また、毎年度末現在の貸付物品の使用状況について、翌年度の4月14日までに都に報告することとされている。</p> <p>ところで、多摩南部地域病院において、契約により都が貸し付けている物品の使用状況について見たところ、監査日（平成26.10.1）現在、所在が確認できない物品が認められた。これらの物品について、病院は老朽化等により使用不能となったため、廃棄したとしている。</p> <p>しかしながら、公社は、これらの物品について、都への返還申請を行っておらず、都の承認を受けないまま、病院の判断により廃棄している。さらに、公社は、これらの物品を含む貸付物品について、平成25年度末現在の使用状況として、適切に使用している旨の報告を都に行っているが、事実と反しており、適正でない。</p> <p>また、病院経営本部は、これらの物品は現存しないにもかかわらず、都の所有物品として管理している取扱いとなっている。</p>	<p>病院では、平成25年度末現在の使用状況報告で都に提出したリストに基づいて平成26年12月に貸付物品全での現物確認調査を実施し、現時点における貸付物品の有無を把握した。</p> <p>病院の調査結果を受けて、病院経営本部では平成27年2月16日に現地調査を行い、内容に間違いがないことを確認した。</p> <p>また、本調査結果を踏まえ、平成26年度末現在の使用状況報告を受け、適正に処理を行った。</p> <p>なお、今後は毎年11月頃に実施している公社所有固定資産の現物確認と同時に、貸付物品も現物確認を行うよう改善する。</p>

番 号	対 象 局 (団 体)	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
95	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	医用電子血圧計に係る手続を適正に行うべきもの	産業労働局は、中小企業者の販路開拓を支援するために、認定した中小企業者が生産した新商品等 (以下「認定商品」という。) を購入し、都及び都の監理団体等が認定商品を試験的に使用した上で都及び都の監理団体等から市場で普及や改善点等の詳細を受け、認定商品の市場で事業 (以下「トライアル発注事業」という。) を行っている。大久保病院は、本部を経由して産業労働局からトライアル発注事業への協力依頼を受け、試験的使用及び評価に協力するために認定商品である医用電子血圧計 (以下「血圧計」という。) を導入した。ところで、産業労働局の通知「平成24年度新事業分野開拓者認定商品の購入依頼及びトライアル発注等について」 (平成24年9月12日付24産労働創第638号) によると、産業労働局が購入した血圧計を本都に所属換えしたときから大久保病院が産業労働局に評価の報告をするまでの間に、本都は大久保病院と血圧計について無償で譲渡する契約を締結することとされている。しかしながら、平成25年7月8日に大久保病院が産業労働局に対し、血圧計に係る評価を報告したにもかかわらず、監査日 (平成26.10.2) 現在に至るまで本都は大久保病院と血圧計を無償で譲渡する契約を締結しておらず、大久保病院が血圧計を使用している根拠が不明な状態となっており適正でない。	平成27年2月10日付26病経総第615号「物品譲渡契約の締結について」により東京都と保健医療公社との間で物品譲渡契約を締結し、同日13日付けで公社に対して当該物品の所有権の移転及び引渡しを完了した。
96	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	収納現金の取扱いを適正に行うべきもの	協会は、財務会計規程 (平成21年東京都公園協会規程第11号) において、現金出納帳を備え (第16条)、記載しなければならぬ (第19条) としている。また、カーピンスセンターに現金管理責任者を置き、毎日の現金出納終了後、現金手許在高と現金出納帳とを突合しなければならぬ (第34条) としている。ところで、神代植物公園カーピンスセンターは、「ぐるっとパス」を販売しており、1か月の売上金 (収納現金) をまとめて本社総務部に持ち込んでいる。しかしながら、センターは、この売上金 (収納現金) について、販売実績表を作成し月末に現金の突合せを行っているが、本来作成すべき現金出納帳には記載しておらず、また、入金の高と、現金管理責任者による現金手許在高と現金出納帳との突合を行っておらず、適正でない。	収納現金の取扱いについては、監査結果を受け、平成26年10月から現金出納帳を作成し、現金管理者による現金手許在高と現金出納帳の突合を行い、適正な金銭管理を実施している。

番 号	対 象 局 (団 体)	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
97	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	簡易便所設置委託に ついて契約方法を見直すべきもの	協会は、小平霊園において、春と秋の彼岸時期の来園者の増加に対応するため、委託契約により、簡易便所を設置している。各契約は総務課となり、委託内容には、簡易便所の設置及び設置期間中の維持管理のほか、撤去時のし尿の処理が含まれている。各契約における仕様書上のし尿の処理量と処理実績量には、3倍から4倍の差が生じている。ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第7条第12項では、廃棄物処理業者は一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に關する手数料の額に相当する額を超え、料金を受けなければならないと定められており、小平霊園が所在する東村山市の条例では、し尿の処理に係る手数料は1リットル当たり40円と定められている。本件各契約金額には、この手数料に当たる額が含まれており、この額は処理実績量に応じて変動するものであることから、契約時点において処理実績量を確定できないにもかかわらず総務課としてしていることは適切でない。	指簡を受け入れた簡易便所設置委託は、平成26年度の秋彼岸期までのものであった。平成26年度春彼岸期 (平成27年3月) にも同様の委託を実施するため、指簡内容に対応して、今回の契約ではし尿の処理に関する部分を処理実績量に添って金額が決定する単価契約とし、便所の設置等の処理量によって変化がない部分を別個の総額契約とした。平成27年度以降も、し尿処理実績量によって変動する部分については、同様に別個の単価契約として手続を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
98	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	公共工事 設計労務単 価に係る特 例措置の趣 旨を踏まえ た適切な執 行とすべき もの	<p>高は、協会と、隅田川木辺環境保全基金委託 契約(契約金額：2億5,725万円、契約期 間：平成25.4.1～平成26.3.31) を特命秘密契約により締結しており、協会は、 委託した業務の一部を再委託(契約金額総 額：2億710万2,000円、各契約期間： 平成25.4.1～平成26.3.31)して いる。</p> <p>ところで、高は、この契約について、平成 25年8月29日に、平成25年度公共工事設 計労務単価に係る特例措置に基づく契約変更 (変更後契約金額：2億9,675万9, 400円、変更増額：3,950万9,400円) を行っている。</p> <p>平成25年度公共工事設計労務単価に係る 特例措置とは、技能労働者の減少に伴う労働需 給のひずみ傾向などを反映し、国において、平 成25年度公共工事設計労務単価を平成 24年度単価に比し大幅に上昇させることも に、各都道府県に対し、新労務単価の早期適用 に努めるよう求めているものである。都におい ても、平成25年4月1日以降に契約を行う工 事等について、平成24年度労務単価を適用し て積算している契約については、新労務単価 (平成25年度単価)に基づく契約に変更する ための契約金額の変更協議を請求すること ができるとして、当該施策を推進している。</p> <p>このような都の方針に基づき、高は、協会の 請求により上記の契約変更を行っており、契約 変更に当たり、協会に対し、公共工事設計労務 単価に係る特例措置の趣旨を踏まえ、協会が既 に締結している請負契約の金額の見直しや、技 能労働者への賃金水準の引き上げなどについ て適切に対応するよう指導している。</p> <p>しかしながら、協会は、都の行政を補完する 監理団体であり、また、高に対して契約変更の 請求を行っているにもかかわらず、事業経営主 体の判断であるとして、再委託業者に対する周 知など、再委託契約金額の見直しに向けた取組 を行っていない。</p> <p>この結果、協会は、再委託業者から請求がな かったことを理由に、特例措置の趣旨を踏まえ た再委託業者との契約変更を行っており、特 例措置の目的が達成されていない状況となっ ており、適切でない。</p> <p>協会は、特例措置の趣旨を踏まえ適切に執行 されたい。</p> <p>高は、協会に対し、特例措置に基づく適切な 対応を求められたい。</p>	<p>高は、平成27年1月 21日、協会に文書を送送 し、適切な対応について、 状況及び把握内容を報告 するよう求めた。</p> <p>その後、協会から同年 3月2日付文書で対応の 完了について報告があつ た。</p> <p>協会は、各委託業者 (7者)に対し、平成 27年2月3日に値増契 約の通知を行い、同月6日 までに全者と合意した。</p> <p>平成27年2月25日 に全者に対し、振込手続を 行い、支払を完了した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
99	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	消防用設 備の点検要 領に基づき 消火器の管 理を適正に 行うべきも の	<p>総務省消防庁が定めた消防用設備等の点 検要領(平成14年6月11日付消防予第 172号)の平成22年改正によれば、消火 器(二酸化炭素消火器及びプロパン化物消火 器を除く)の耐圧性能に關する点検につい て、平成26年4月1日以降、製造年から 10年を経過した消火器全てについて実施 義務が生じている。</p> <p>ところで、高は、「河川管理施設の管理及 び水上バスマン管理の委託に関する基本協 定」に基づき河川管理施設の保守点検等を協 会に委託している。</p> <p>協会は消防用設備の点検を専門業者に再 委託しており、このうち平成25年度に実施 された地下調節池等14か所の消防用設備 の点検結果について見たところ、製造年から 10年を超えた消火器について、協会は、受 託者から消火器の耐圧試験の実施もしくは 交換を仰ぐ報告を受け、建設局へその旨、 報告している。</p> <p>しかしながら、高は、監査日(平成26. 9.29)現在、製造年から10年を超えた 消火器について、妙正寺川落合調節池など他 の施設については2014年製造品と交換 しているものの、黒目橋調節池管理棟の 5本、隅田川係留所の5本、妙正寺川第二調 節池の1本については、耐圧試験の実施もし くは交換が必要であるにもかかわらず、これ を行っておらず適正でない。</p>	<p>製造年から10年を超え た11本の消火器について は、平成26年11月11日 に黒目橋調節池管理棟及び 隅田川係留所の10本、平成 26年11月12日に妙正 寺川第二調節池の1本、全て の交換を完了した。</p> <p>また、このことについての 再発防止を図り、本庁主幹課 より各施設管理者に対し、毎 年の点検結果報告の確認及 び異常がある場合の早急な 対応を徹底するよう平成 26年11月12日付けの 文書で指示した。</p>